

加西市若者定住促進住宅補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加西市に住宅を取得し居住する若者世帯に対して、予算の範囲内において加西市若者定住促進住宅補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、定住人口の増加による地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自己の居住の用に供し、生活するために必要な居室、台所、トイレ及び浴室等を有する一戸建ての住宅（延べ面積が50平方メートル以上のものに限る。）、分譲共同住宅（専有部分の延べ面積が50平方メートル以上のものに限る。）又は兼用住宅（延べ面積の2分の1以上が自己の居住の用に供するための住居部分であり、かつ、住居部分の延べ面積が50平方メートル以上のものに限る。）で建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の交付を受けたものをいう。
- (2) 取得 住宅を新築又は購入し、所有権保存登記又は所有権移転登記をすることをいう。
- (3) 若者世帯 世帯主とその配偶者の合計年齢が80歳以下（世帯主が独身の場合は40歳以下）で、取得した住宅に住居登録し、かつ、居住している世帯をいう。この場合において、合計年齢の算定は、取得した住宅に対し第5条に規定する補助金交付事前申込みをした者（以下「交付事前申込者」という。）を含む名義で初めて固定資産税が課税される年の1月1日をもって行うものとする。
- (4) 借入金 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する借入金又は債務をいう。
- (5) 当該住宅の取得に係る借入金 工事請負契約書又は不動産売買契約書に記載されている当該住宅の取得金額と、借入金額のいずれか少ない額をいう。ただし、専ら自己の居住の用に供さない部分がある場合においては、当該部分に係る借入金に相当する額を除くものとする。
- (6) 加西市居住経験者 加西市に住居登録のある通算期間が10年以上の者をいう。
- (7) 市外からの転入世帯 新築又は購入した住宅を取得した日現在で、交付事前申込者及びその配偶者のいずれもが加西市居住経験者でない世帯をいう。
- (8) 市内居住世帯 新築又は購入した住宅を取得した日現在で、交付事前申込者又はその配偶者が加西市居住経験者である世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 交付事前申込者を含む名義で平成27年度以降に初めて固定資産税が課税される住宅を加西市内で取得した若者世帯の世帯主又はその配偶者であること。
- (2) 前号の住宅の取得に係る借入金があること。
- (3) その属する世帯の構成員全員が市税等を滞納していないこと。
- (4) その属する世帯の構成員全員が加西市暴力団排除条例(平成24年加西市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者及び世帯は対象としない。

- (1) 過去に加西市若者世帯持家促進補助金の交付を受けた者が構成員に含まれる世帯
- (2) 過去に加西市若者世帯持家促進補助金の交付を受けた住宅を取得した者
- (3) 公共補償等による新築及び増改築工事をする者が構成員に含まれる世帯

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市外からの転入世帯が住宅を取得した場合 当該住宅の取得に係る借入金の額の5パーセントに相当する額以内の額とし、その額は50万円を超えないものとする。
- (2) 市内居住世帯が、交付事前申込者又はその配偶者の住民登録がある期間が通算して10年以上ある小学校区内に住宅を取得した場合 当該住宅の取得に係る借入金の額の4パーセントに相当する額以内の額とし、その額は35万円を超えないものとする。
- (3) 市内居住世帯が、交付事前申込者又はその配偶者の住民登録がある期間が通算して10年以上ある小学校区外の地域に住宅を取得した場合 当該住宅の取得に係る借入金の額の3パーセントに相当する額以内の額とし、その額は25万円を超えないものとする。

2 前項の規定により算出した金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付事前申込み及び受理決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、当該住宅の取得に係る工事請負契約又は不動産売買契約の締結日から30日以内に、加西市若者定住促進住宅補助金交付事前申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申込みをしなければならない。

- (1) 工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し(住宅の取得金額がわかるもの)
- (2) 平面図(延べ面積がわかるもの)

2 市長は、前項の申込みがあったときは、速やかに当該申込みに係る書類等を審査し、その結果について、申込者に対して加西市若者定住促進住宅補助金交付事前申込受理決

定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（交付申請及び決定）

第6条 前条の規定により交付事前申込みをした者は、取得した住宅に対し交付事前申込者を含む名義で初めて固定資産税が課税される年度の4月1日から6月末日までの間に、加西市若者定住促進住宅補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 建物の登記事項証明書の写し
- （2） 戸籍の附票等、申請者及びその配偶者それぞれの加西市に住民登録している通算期間を証する書類（申請者又はその配偶者の本籍が加西市にあり、いずれかが通算10年以上住民登録している場合は不要）
- （3） 金銭消費貸借契約書等の写し（借入金額を証する書類）
- （4） 工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し（住宅の取得金額が分かるもの）（交付事前申込後に変更した場合）
- （5） 平面図（延べ面積の分かるもの）（交付事前申込後に変更した場合）
- （6） 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- （7） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の交付申請があったときは、速やかに当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に対して加西市若者定住促進住宅補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、加西市若者定住促進住宅補助金請求書（様式第5号）により補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、指定された金融機関へ口座振込みにより行うものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。ただし、災害その他特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

- （1） 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付の決定を受けたとき。

- (2) 補助金の交付の決定を受けた日から起算して5年を経過する日までの間に交付の対象である住宅を売渡し、又は居住しなくなったとき。
 - (3) 補助金の交付の決定を受けた日から起算して3年を経過する日までの間に交付の対象である住宅を他の用途に変更したことによって、補助対象となった住宅部分に変更が生じたとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、建築基準法、都市計画法（昭和43年法律第100号）又はこの要綱に違反したとき。
- 2 市長は、交付決定の取消しを行ったときは、交付決定者に対して加西市若者定住促進住宅補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、加西市若者定住促進住宅補助金返還命令書（様式第7号）により、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、工事請負契約又は不動産売買契約の締結日が平成26年4月1日以降の住宅に適用する。
（加西市若者世帯持家促進補助金交付要綱の一部改正）
- 2 加西市若者世帯持家促進補助金交付要綱（平成25年加西市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「平成26年12月31日」を「平成26年3月31日」に、「住宅を新築」を「住宅建築に係る工事請負契約を締結」に改め、同条第2号中「平成26年12月31日」を「平成26年3月31日」に、「住宅を購入」を「住宅に係る不動産売買契約を締結」に改める。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

（この要綱の失効）

- 3 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に受理決定した者に対するこの要綱の規定の適用については、なおその効力を有する。

年 月 日

加西市長様

申込者 住 所：

氏 名：

電話番号：

㊟

加西市若者定住促進住宅補助金の交付を事前申込みたいので、加西市若者定住促進住宅補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて申込みます。

記

住宅建設予定地	加西市							
申込者の加西市に住民登録している期間（通算）	年							
申込者の配偶者が加西市に住民登録している期間（通算）	年							
住宅の取得方法	・新築		・建売（中古）		・増築		・改築（建替え）	
同居親族（予定） ※住民登録状況等を確認することに同意される申込者（本人）及び配偶者の方は、氏名横に押印して下さい。	続柄	氏 名	印	続柄	氏 名	印		
	本人	(歳)						
住宅の延床面積（予定）	自己の居住用部分				m ²			
	居住用以外の部分				m ²			
	合計				m ²			
居住開始年月日（予定）	年 月 日							
工事請負額又は購入額	円							
借入れの内容（予定） ※ただし借入期間が10年以上のものに限る	借入者：				借入金額：		円	
添付書類	(1) 工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し（住宅の取得金額が分かるもの） (2) 平面図（延べ面積が分かるもの）							

第3条の規定について、該当する場合はしてください。

- 加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でない。
- 公共補償等による新築及び増改築工事をする者が世帯の構成員に含まれていない。

様式第2号（第5条関係）

加西市若者定住促進住宅補助金交付事前申込受理決定通知書

年 月 日

様

加 西 市 長

年 月 日付けで申請のありました加西市若者定住促進住宅補助金交付事前申込書について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

住 宅 の 所 在 地	
決 定 区 分	受 理 ・ 不 受 理
不 受 理 の 理 由	

年 月 日

加西市長様

申請者 住 所：
氏 名：
電話番号：

加西市若者定住促進住宅補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

申請者の加西市に住民登録している期間（通算）（※）	年					
申請者の配偶者が加西市に住民登録している期間（通算）（※）	年					
同居親族の続柄氏名 ※市税等の納付状況等を確認することに同意される方は、氏名横に押印して下さい。	続柄	氏 名	印	続柄	氏 名	印
	本人	(歳)				
所有者及び持分						
住宅の延床面積（※）	自己の居住用部分	㎡				
	居住用以外の部分	㎡				
	合計	㎡				
登記完了日	年 月 日					
居住開始年月日（※）	年 月 日					
工事請負額又は購入額（※）	円					
借入れの内容（予定） ※ただし借入期間が10年以上のものに限る	借入先： 借入者： 借入金額： 円					
添付書類	(1) 建物の登記事項証明書の写し (2) 戸籍の附票等、申請者及びその配偶者それぞれの加西市に住民登録している通算期間を証する書類（申請者又はその配偶者の本籍が加西市にあり、いずれかが通算10年以上住民登録している場合は不要） (3) 金銭消費貸借契約書等の写し（借入金額を証する書類） (4) 工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し（住宅の取得金額が分かるもの）（交付事前申込後に変更した場合） (5) 平面図（延べ面積の分かるもの）（交付事前申込後に変更した場合） (6) 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し (7) その他市長が必要と認める書類					

注 ※印のある項目については、既に提出している「加西市若者定住促進住宅補助金交付事前申込書」と変更なければ記入は不要です。

加西市若者定住促進住宅補助金交付決定通知書

年 月 日

様

加 西 市 長

年 月 日付けで申請のありました加西市若者定住促進住宅補助金交付申請書について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

申請者	住 所	
	氏 名	
補助金交付区分	① 市外からの転入世帯が住宅を取得 ② 市内居住世帯が、交付申込者又はその配偶者の住民登録がある期間が通算して10年以上ある小学校区内に住宅を取得 ③ 市内居住世帯が、交付申込者又はその配偶者の住民登録がある期間が通算して10年以上ある小学校区以外の地域に住宅を取得	
交付決定額	円	

【留意事項】

- 1 加西市若者定住促進住宅補助金交付要綱等の規定を遵守すること。
- 2 補助金を目的外に使用し、又はその受け取る権利を他人に譲渡し、若しくは担保に供してはならない。
- 3 当事業の内容を変更するときは、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない（事前協議は必要）。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。
 - (1) 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付の決定を受けた日から起算して5年を経過する日までの間に交付の対象である住宅を売渡し、又は居住しなくなったとき。
 - (3) 補助金の交付の決定を受けた日から起算して3年を経過する日までの間に交付の対象である住宅を他の用途に変更したことによって、補助対象となった住宅部分に変更が生じたとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、建築基準法、都市計画法又はこの要綱に違反したとき。

様式第5号（第7条関係）

加西市若者定住促進住宅補助金請求書

年 月 日

加 西 市 長 様

申請者 住 所：

氏 名：

電話番号：



年 月 日付けで交付決定通知を受けた加西市若者定住促進住宅補助金
について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 補助金振込先口座

金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合 (本店・支店)							
口座種類及び口座番号	1 普通							
	2 当座							
	3 その他							
口座名義人	(フリガナ)							
							

※口座名義は、請求者氏名と同一にしてください。

様式第6号（第9条関係）

加西市若者定住促進住宅補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

加 西 市 長

年 月 日付けで交付決定をした補助金について、加西市若者定住促進住宅補助金交付要綱第9条第2項の規定により、当該決定の全部又は一部を取消したので、下記のとおり通知します。

記

住 宅 の 所 在 地	
補助金の交付決定額 ①	金 円
取 消 額 ②	金 円
取消後交付決定額 (①-②)	金 円
取 消 し の 理 由	

様式第7号（第10条関係）

加西市若者定住促進住宅補助金返還命令書

年 月 日

様

加 西 市 長

年 月 日で交付決定した補助金については、加西市若者定住促進住宅補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり返還されたく通知します。

記

住 宅 の 所 在 地	
返 還 理 由	
返 還 金 額	金 円
返 還 期 限	年 月 日